

# 今国会で成立させた 議員立法等を紹介!

## 放射能汚染 がれき処理法



8月25日 参議院環境委員会  
放射能ガレキ法案提出者として答弁

## スポーツ基本法



6月16日 参議院文教科学委員会  
スポーツ基本法提出者として答弁

民主、自民、公明3党は8月17日、東京電力福島第1原発事故による放射性物質で汚染されたがれきや土壤などの処理のための特別措置法案を、今国会で成立させることで合意した。議員立法で19日の衆院環境委員会に提案して即日採決し、衆院本会議、参院環境委員会にて26日の参院本会議で成立させた。原発事故が原因の環境汚染に対処する初めての法律となる。

**経緯**

法案はほとんどが政府提出の法案でそれを通すか否かが国会の仕事の大半になっている。野党はもちろん、与党議員でも政府のやり方が不満なだけあって法案が可決されなかったら、自分たちで法案を作つて政策を表現されればよいのだ。それだけの権限と責任を国会議員は持つている。

**内容**

法案名は「原発事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特措法」。

汚染の著しい地域を国が「特別地域」に指定し、国が除染することや、放射性物質放射能で汚染されたがれきなどの処理許可を国が発給する。

被災自治体支援のため、国が必要な措置を講ずることも定めた。

処理費用は原子力損害賠償法に基づいて主に東電が負担する。

**経緯**

馳が事務局長を務める超党派によるスポーツ議員連盟を中心とした17人が提出したが、継続審議院本会議で可決、成立した。東京五輪前の1961年に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりに全面改正したもの。

**内容**

「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営む」権利を規定。

スポーツの推進は国の責務と明記。

障害者スポーツの支援、地域スポーツの推進。

国際大会の招致支援、ドーピング防止の推進。

スポーツ行政の一元化をめざす「スポーツ庁」の検討を明記(付則)。

**経緯**

障害者虐待防止法案は2009年11月、馳らが中心となり、その後民主党なども加わり協議。子ども、お年寄りにはそれぞれ児童虐待防止法、高齢者虐待防止法があり、障害者に対して法整備を求める声が上がっていた。

**内容**

「障害者虐待」を家庭内に限らず、福祉施設の職員や職場の上司による虐待も指すと定義。國や地方自治体に早期発見に努めるよう求めた。

発見者は市町村に通報しなければならないと規定し、通報によって解雇など不利益を受けないと明記した。

市町村は家庭への立ち入り調査や一時保護ができる。

必要に応じて都道府県や労働局に通報し、虐待の現場が施設の場合は都道府県が、職場の場合は労働局が指導するよう定めた。

虐待対応の窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」や「都道府県障害者権利擁護センター」の設置を義務付けた。

（毎日新聞 平成23年6月5日夕刊より）

## 議員立法のはせ

# 面白躍如!



6月16日 参議院文教科学委員会  
スポーツ基本法提出者として答弁

## 障害者虐待防止法

賞賛の記事！

### 熱血！ 与良政談

与良正男

（毎日新聞 平成23年6月5日夕刊より）

「やる気になればできるのだ」とほんの少し国会に希望を持つといひました。障害者への虐待を防ぐため、虐待の発見者に通報を義務づけることなどを柱とする法案が与野党議員の手によつてまとまつたからだ。

児童虐待防止法、高齢者虐待防止法……長いはねがら、既存の郵政選挙など日々の政治の混亂で成立しなかつた法律。今度もこの国会の間に成立するかどうか、まだ分からぬ。でも、与野党関係がねじれにねじれている今、いかにも頑丈大きな意味を持つていると私は思つた。まずは超党派であることを知っているからだと私は素直に認められた。中央となったのは民主党の山井和則、中根浩吉両衆院議員、自民党的の篠原一参院議員、鷹治衆院議員、公明の藤原一郎衆院議員ら。田代のもののが少ない人たちでもある。しかし社会福祉をライフワークとする彼らは、文字通り党派を超えて、知っているけれど、国会で審議されるべきである。（論説副委員長）

「超党派」が意味すること

政局中心の報道では取り上げられる機会はないが、それでも「超党派」であることは間違いない。そんな話は誰もが知つていて、それが誰のために仕事をしているかを

折に触れ連絡を取り合い、議論を重ねている。そして、誰の手柄だとか、どの功績だとか、大きな声をあげてはいけないともあります。それは、普段はほつと静めて新体制はどうあるのか。相変わらず政局中心の報道が続いている。それで、超党派であるが、実際に何をやっているのかを考えたところ、やはり大事にするから前に進まない。メディアも含め、「政局」という言葉をもう忘れよう。（論説副委員長）



（毎日新聞 平成23年6月5日夕刊より）

障害者虐待防止法案は2009年11月、馳らが中心となり、その後民主党なども加わり協議。子ども、お年寄りにはそれぞれ児童虐待防止法、高齢者虐待防止法があり、障害者に対して法整備を求める声が上がっていた。

もう、結論はお分かりだろう。なぜ、大震災の復旧復興で与野党が協力できないのか。今後の原子力政策について、若手の中には与野党共同取り組もうとする議員は少なくない。ところが、専門家になるとこの有様だ。普段は首相はいつ群れて新体制はどうあるのか。相変わらず政局中心の報道が続いている。それで、超党派であるが、実際に何をやっているのかを考えたところ、やはり大事にするから前に進まない。メディアも含め、「政局」という言葉をもう忘れよう。（論説副委員長）

必要に応じて都道府県や労働局に通報し、虐待の現場が施設の場合は都道府県が、職場の場合は労働局が指導するよう定めた。

虐待対応の窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」や「都道府県障害者権利擁護センター」の設置を義務付けた。

（毎日新聞 平成23年6月5日夕刊より）

## ハーヴ条約への加盟を政府が決定（5月20日／既報）

今国会において事あるごとに、国際結婚における一方の親による国境を越えたわが子の無断連れ去りを処理するハーヴ条約への早期加盟を要求していた。

## 民法の「親権」規定の改正（既報）

平成16年児童虐待防止法改正時から、児童虐待防止のために親権規定の改正を提案。5月27日国会は、最長2年親権停止ができるように民法を改正した。また、「子の利益」が付加されて、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」(820条)と改正された。

## 精神疾患が追加されて5大疾患に

4月20日青少年特別委員会で、学校での精神疾患教育の導入とともに、「わが国は心の健康の危篤状態にあるのでは」と質問。7月6日国は、がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病の4大疾患に、精神疾患も加えて5大疾患とした。

## 子どもが学校で受けける放射線量が年間1ミリシーベルトに変更（8月26日）

5月18日文部科学委員会で、年間20ミリシーベルトまでとしていた政府を批判して、1ミリシーベルトにすべきと厳しく要求していた。